定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年九月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年八月十七日

東京都港区白金一丁目二五番二一―六〇六号

株式会社小林徳次郎商店

代表取締役　小林　清美

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年八月十七日

静岡県浜松市南区新橋町一七一番地

松和株式会社

代表取締役　村松　永二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年八月十七日

大阪市北区梅田一丁目二番二―一〇〇〇号

株式会社チルコーポレーション

代表取締役　木村　吾郎

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお効力発生日は平成二十一年九月七日です。

平成二十一年八月十七日

宮崎市大字赤江字飛江田二七七の一

宮崎空港商事株式会社

代表取締役　長濵　保廣

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年九月十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年八月十七日

仙台市青葉区一番町四丁目五番二一号

株式会社マリヤ人形店

代表取締役　亀山　博

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である乙部泰宏及び高橋文男が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十一年八月十七日

川崎市宮前区菅生ヶ丘一七―二六よつばハイツ一〇一　IRYNACorporation

日本における代表者　乙部　泰宏

日本における代表者　高橋　文男

限定承認公告

本籍東京都墨田区両国一丁目一七番、最後の住所東京都墨田区両国一丁目一七番三―四〇六号プリムローズ両国

被相続人　亡　岩下　勝志

右被相続人は平成二十年七月七日死亡し、その相続人は平成二十一年八月五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十七日

東京都練馬区東大泉六―三五―二―三〇七

相続財産管理人　岩下　克

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所名古屋市昭和区八雲町八一番地の二

被相続人　亡　高原浩一こと　金　奉秀

右被相続人は平成十八年六月十二日死亡し、その相続人は平成二十一年八月五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十七日

名古屋市昭和区八雲町八一番地の二

限定承認者　高原寿美子こと　鄭　渭順

名古屋市名東区高針二丁目一八一〇番地

限定承認者　南直美こと　金　成子

名古屋市名東区藤巻町一丁目二番地の六一九

限定承認者　早山憲代こと　金　憲子

神戸市東灘区本山北町四丁目一五番五号

限定承認者　山岡朱美こと　金　朱美

名古屋市千種区西山元町二―九―六弁護士法人久保田皓法律事務所

右代理人弁護士　久保田　皓

同　金森　将也

限定承認公告

本籍鳥取県鳥取市桶屋町二六番地、最後の住所東京都豊島区目白二丁目三〇番五号

被相続人　亡　岩越　禎子

右被相続人は平成二十年五月二十七日死亡し、その相続人は平成二十一年六月二十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十七日

鳥取県八頭郡八頭町郡家二四三番地

限定承認者

上田敏子成年後見人　上田　紀元

限定承認公告

本籍大分県別府市西野口一六七一番地、最後の住所大分県別府市西野口六番三号

被相続人　亡　佐藤　幸子

右被相続人は平成二十一年一月十六日死亡し、その相続人は平成二十一年七月八日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年八月十七日

大分県別府市大字鶴見二六六六番地の二

相続財産管理人　梅田　和彦

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十一年九月十七日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年八月十七日

東京都港区虎ノ門四丁目三番二〇号神谷町ＭＴビル一六階

トロント・ドミニオン証券株式会社

代表取締役　チャールズ・ハリス

登録金融機関の新設合併の公告

当組合は、新設合併により北九州農業協同組合（住所福岡県北九州市八幡西区穴生一丁目八番二号）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十一年十月一日です。

平成二十一年八月十七日

福岡県北九州市八幡西区穴生一丁目八番二号

北九州市農業協同組合

代表理事組合長　野中　敏昭

登録金融機関の新設合併の公告

当組合は、新設合併により北九州農業協同組合（住所福岡県北九州市八幡西区穴生一丁目八番二号）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十一年十月一日です。

平成二十一年八月十七日

福岡県北九州市小倉南区富士見二丁目八番一号

北九東部農業協同組合

代表理事組合長　奥野泰美智

登録金融機関の新設合併の公告

当組合は、新設合併により北九州農業協同組合（住所福岡県北九州市八幡西区穴生一丁目八番二号）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十一年十月一日です。

平成二十一年八月十七日

福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目一番四一号

遠賀郡農業協同組合

代表理事組合長　高山　和幸

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月五日の総社員の同意により、名称を一般社団法人倶楽部わんに変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年八月十七日

札幌市厚別区大谷地東三丁目二番一―六〇二

無限責任中間法人犬倶楽部

代表社員　千葉　博人